

申27号 「乗務員勤務制度の見直しについて」に関する説明申し入れ 第2回団体交渉 その④

第16項 乗務員の指導等を行う社員を具体的に明らかにすること。また、見直し以降の指導担当の使命、指導業務の内容の変化について明らかにすること。

- Q・指導は全員が乗務するのか。指導等とあるが計画や内勤担当も入るのか。
- A・指導担当全員対象だが区所ごとに指定する。資格を有する方が対象である。計画や技術担当も対象。助役も対象となるが今後本線から投与された方が対象となる。
- Q・業務量調整や業務の見直しはの内容を具体的に示すこと。
- A・前項でも示した短時間行路の調整をする。定例訓練では、訓練項目や教材など、同一線区を乗務する区所間で、共通部分は統一して、持ち回りで作成したい。
- Q・指導の業務は今でもパンパンだ。何日乗るとか、何人で回すとか指標はあるのか。
- A・少ない区所で無理はできない。支社が3日程度乗務しその他の日などを乗務する。

第17項 現在員配置の考えを明らかにすること。また、現行の指導業務における課題を明確にし、本線乗務機会を拡大することにより安全性が向上する根拠を明らかにすること。

- A・区の業務量に対しての標準数で人工を出している。列車の運行や、職場の運営に必要な人員は総体として確保できている。
- Q・指導担当は業務量が多い。短時間行路でも1行路に2人は必要になる。
- A・行路に対する要員の考え方はそれでよい。今回の制度改正で標準数に対して現在員数が上回ると考えており、その活用方法は先の議論となる。
- Q・乗務前の不安なことは、指導員に聞いている。居なくなる瞬間は想定しているか。
- A・職場に誰も居なくなることは避けたい。指導員の勤務操配をしっかりとやりたい。

第18項 支社企画部門社員の乗務指定に指定される対象社員及び、指定の考えを明らかにすること。また、異常時対応の乗務を想定しているか明らかにすること。

- Q・乗務する際の考えは本人希望なのか。一定程度の基準で指定されるのか。
- A・異動における意識付けや、自己申告書の面談等を基にして、総合的に勘案した上で決める。基本は元職場の乗務発令となる。
- Q・指定にあたって、考慮する内容を明確にしてほしい。
- A・本人の希望、居所、支社の所在地、元区所の所在地、元区所に短時間行路があるか、支社での業務を勘案する。最終的には任用の基準ということになる。
- Q・提案資料で「支社等に勤務する」となっているが、等とはどこまでか。
- A・一例とすれば支店勤務を想定している。盛岡支社で言えば青森支店勤務で、青森運輸区に乗務発令するようなイメージだ。
- Q・地区指導センターはその中に入っているのか。
- A・地区指導センターセンターは現業機関の位置付けなので入っていない。
- Q・支社に異動するまで経験した業務や線区など、どこでも発令になるのか。
- A・乗務発令は直近の元職場で、元の業務となる。一部の職場で運転士と車掌の業務がしてされている箇所では、その業務となる。(例:左沢線営業所)
- Q・輸送障害の時の対応は、本区の乗務員同様に乗り続けることもあるのか。
- A・所定のスジで列番が変わる程度の想定だ。もう一山付けるまでは想定していない。

その⑤へ続く